

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和2年2月17日

月曜日

第4603号

目次

告示

○保安林の指定予定	1
○道路の区域変更	3
○道路の供用開始	4

公告

○開発行為の工事完了	5
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出	8

告示

富山県告示第48号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年2月17日

富山県知事 石井 隆一

- 保安林予定森林の所在場所
富山県氷見市角間字城戸237、279の2
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第49号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年2月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県富山市八尾町上牧字草蓮2の19、2の20、2の22から2の24まで、2の36

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第50号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年2月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県黒部市宇奈月町明日字松ヶ平336、337の1、337の2、338

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び黒部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第51号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月17日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年2月17日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
主要地方道 立山水橋線	富山市水橋石割1013番から 富山市水橋石割1013番まで	変更前		最大 11.1 最小 9.6	40.3	立山土木 事務所
		変更後		最大 12.5 最小 11.7	40.3	
県道 能町停車場線	高岡市能町1533番地先から 高岡市能町1529番1地先まで	変更前		最大 13.8 最小 6.7	36.0	高岡土木 センター
		変更後		最大 14.0 最小 9.5	36.0	

富山県告示第52号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月17日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年2月17日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
主要地方道 立山水橋線	富山市水橋石割1013番から 富山市水橋石割1013番まで	令和2年2月17日	立山土木 事務所
県道 能町停車場線	高岡市能町1533番地先から 高岡市能町1529番1地先まで	令和2年2月17日	高岡土木 センター

(変更前) アピタ魚津店

(変更後) (仮称) MEGAドン・キホーテUNY魚津店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 佐古 則男

(変更後) 代表取締役 関口 憲司

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 代表取締役 佐古 則男

株式会社東京デリカ 東京都葛飾区新小岩1丁目48番1号 代表取締役 木山 茂年

株式会社さが美 神奈川県横浜市港南区下永谷6丁目2番11号 代表取締役 小野山 晴夫

ほか18

(変更後) UDリテール株式会社 神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目18番地 代表取締役 片桐 三希成

株式会社東京デリカ 東京都葛飾区新小岩1丁目48番1号 代表取締役 木山 剛史

株式会社さが美 神奈川県横浜市戸塚区川上町87番地4 代表取締役 西脇 秀雄

ほか8

(4) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 建物①南東側/30台

(変更後) 建物①南東側/30台 建物①南西側/15台

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) ユニー株式会社、株式会社東京デリカ、株式会社さが美ほか18/午前9時及び午後9時(年間30日は午後10時まで)

(変更後) UDリテール株式会社、株式会社東京デリカ、株式会社さが美ほか8/午前8時及び翌午前2時

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場①、駐車場②／午前8時30分～午後9時30分（年間30日が午後10時30分まで）

(変更後) 駐車場①、駐車場②／午前7時30分～翌午前2時30分

(7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設①、荷さばき施設②、荷さばき施設③／午前6時～午後8時

(変更後) 荷さばき施設①、荷さばき施設②、荷さばき施設③／午前6時～午後10時

4 変更の日

- 3 変更事項 (1)令和2年4月12日
(2)令和元年5月28日
(3)令和2年4月12日
(4)令和2年10月7日
(5)～(7)令和2年4月12日

5 変更の理由

- 3 変更事項 (1)店舗の名称を変更するため
(2)建物設置者の代表者の変更があったため
(3)小売業者ならびに小売業者の代表者および住所を変更するため
(4)駐輪需要に対応するために駐輪場を1箇所設置するため
(5)、(6)店舗リニューアルに伴い営業時間および駐車場利用時間を延長するため
(7)荷さばき時間を延長するため

6 届出の日 令和2年2月6日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和2年2月17日から令和2年6月17日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を

有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和2年2月17日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
石村家具店 小矢部市八和町10-32
- 2 店舗を廃止する者 有限会社石村家具店
- 3 廃止前の店舗面積の合計 1,219㎡
- 4 廃止後の店舗面積の合計 0㎡
- 5 店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和元年5月31日
- 6 廃止の理由 廃業のため